平成２２年（フ）第８０５３号
大阪府守口市金田町２丁目34番13号
債務者　岡口　甚一
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８０７１号
大阪府高槻市奈佐原１丁目７番３号
債務者　林　登美子（旧姓冨田）
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１９２号
大阪府四條畷市楠公１丁目10番７号
債務者　上島　邦子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２０３号
大阪府大東市御供田１丁目23番34号
債務者　青木　優子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８２８５号
大阪府高槻市柱本新町１番Ｂ18―505号
債務者　大石　幸枝
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３３９号
大阪府大東市三箇３丁目４番９号
債務者　古木　栄美
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３４２号
大阪市平野区瓜破東２丁目11番12―111号
債務者　田中　光子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３４４号
大阪府吹田市内本町１丁目５番10号
債務者　藤原　憲治
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３４５号
大阪府茨木市総持寺２丁目１番４号
債務者　加藤　幸子（旧姓小田）
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３５１号
大阪市西区南堀江１丁目24番18―807号
債務者　藤岡　　岳
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３５９号
大阪府寝屋川市明徳１丁目11番55号
債務者　血原　和代
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８３６０号
大阪市旭区新森２丁目12番６号302号室、住民票上の住所大阪市城東区関目２丁目18番102―202号
債務者　奥田　健司
1　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０号
兵庫県篠山市今田町本荘1019番地、住民票上の住所兵庫県篠山市今田町今田３番地41
債務者　酒井　正勝
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２２年（フ）第１５３号
香川県坂出市林田町2381番地30
債務者　原　　信一
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第１５７号
香川県綾歌郡宇多津町231番地県営住宅30―304
債務者　今川　祥子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第３８９号
福岡県久留米市西町1139番地10　ののゆりコーポ204号
債務者　山下美知子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月10日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第４０５号
福岡県久留米市青峰３丁目８番1316号
債務者　高橋　輝行
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月10日まで
福岡地方裁判所久留米支部